

申請手続きのプロが教える

全省庁統一資格を取得するための基礎セミナー



行政書士法人スマートサイド

代表行政書士 横内 賢郎

東京都行政書士会 文京支部 行政書士法人スマートサイド 代表行政書士・銀行融資診断士 横内 賢郎 (よこうち けんろう)

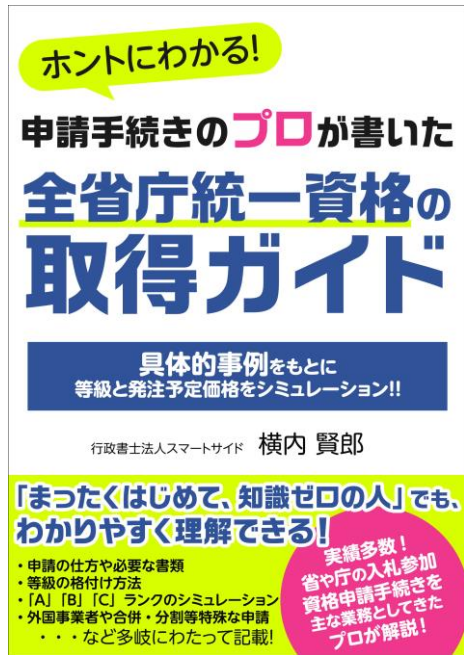


【主な経歴】

- 2014年 5月 行政書士登録
新宿区大久保
豊島区南大塚
新宿区高田馬場
- 2020年10月 文京区小石川
- 2021年 7月 事務所を法人化

【主な業務】

- 入札参加資格の申請
全省庁、東京都、千葉県
神奈川県、埼玉県 ほか
- 建設業許可の申請
- 経営事項審査の申請
- 産廃許可申請



このセミナーでお話しすることのほぼすべてを網羅。

全省庁統一資格の申請実務を通して体得した知識・経験・チェックポイントのすべてを余すところなく、執筆。

全省庁統一資格について、ここまで詳しく記載している書籍は、他に類を見ない。

<https://www.amazon.co.jp/dp/B0CGHQF1NL>



東京都の入札参加資格と全省庁統一資格について記載した書籍。

「事前知識が9割」とあるように、入札参加資格を取得するための基礎知識に重点を置いて書いた本。

全省庁のみならず、東京都(物品・委託)の入札に興味がある人にお勧め。

<https://www.amazon.co.jp/dp/4865222685>

01 全省庁統一資格とは何か？

基本的知識の習得

02 全省庁統一資格を取得する際の注意点

申請の仕方や必要書類について

03 等級の決定方法と発注予定価格

具体的事例を使ってシミュレーション

04 電子証明書の取得とPC環境の設定

電子入札に対応するための手続き



01

全省庁統一資格を 取得するための基礎知識

1. 全省庁統一資格とは？
2. 対象業種
3. 資格の有効期間

まずは「全省庁統一資格がこういったものなのか？」
という基礎知識の習得から行っていきましょう。



01-1. 全省庁統一資格とは？

意味：国の機関である省や庁の入札に参加するための資格

東京都の入札に参加したい

→ **東京都**の入札参加資格を！

神奈川県の入札に参加したい

→ **神奈川県**の入札参加資格を！

〇〇**省**や〇〇**庁**の入札に参加したい

→ **全省庁統一資格**を！

<例> 衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院、内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省で外局及び附属機関その他の機関並びに地方支分部局を含む



入札に参加するための手続きをお願いします。
入札に参加するための資格って、どれも一緒じゃないの？

入札に参加するための資格は、発注者ごとに、取得するための手続きの流れや、必要書類、利用するシステムが、まったく異なります。

〇〇省や〇〇庁の入札に参加したいのであれば、
全省庁統一資格を取得しなければなりません。

【東京都の入札参加資格】

東京都の財務局、交通局、水道局、下水道局など、都の発注する入札に参加できる資格

- 資格の有効期間
最大で2年
2年度ごとの更新手続きが必要
- 必要書類
登記簿謄本、財務諸表
- 利用システム
東京都電子調達システム



入札参加資格に関するルールは発注者によって、まったくバラバラです

【省庁の入札参加資格】

国の機関である、省や庁の入札に参加できる資格

- 資格の有効期間
最大で3年
3年度ごとの更新手続きが必要
- 必要書類
登記簿謄本、財務諸表
納税証明書（その3の3）
- 利用システム
統一資格審査申請・調達情報検索サイト



全省庁統一資格を持つと、
こういった種類の入札に参加できるのか？

物品の製造 (27品目)	物品の販売 (27品目)	役務の提供 (15品目)	物品の買受け (2品目)
<ul style="list-style-type: none">・衣服、その他繊維製品類・一般産業用機器類・医薬品、医療用品類・事務用品類・警察用装備品類・防衛用装備品類	<ul style="list-style-type: none">・衣服、その他繊維製品類・一般産業用機器類・医薬品、医療用品類・事務用品類・警察用装備品類・防衛用装備品類	<ul style="list-style-type: none">・広告、宣伝・調査、研究・情報処理・ソフトウェア開発・建物保守管理	<ul style="list-style-type: none">・立木竹・その他



全部で71に分かれている！ 公共工事は含まれていない！



今すぐ、資格を取得できるか？

申請してから1週間から1か月程度で取得できます。



取得した資格が有効なのは、いつまでか？

最長で3年間。

「令和4.5.6年度」「令和7.8.9年度」と区切られています。



現時点で有効な資格は、「令和4.5.6年度」の資格であるため、有効期間は令和7年3月31日まで。

【定期受付】

丸々3年間の資格を取得することができる。

- 前回は令和4年1月に「令和4.5.6年度」の資格の定期受付
- 次回は令和7年1月に「令和7.8.9年度」の資格の定期受付（予定）

【随時受付】

- 定期受付に申請しなかった人のための受付（随時）
- 年度の途中からしか資格を持つことができないため、有効期間が短くなる。



**全省庁統一資格は、なるべく早く持つ！
一度取得した資格は、なるべく切らさない！**

02

全省庁統一資格 の取得の仕方

1. 申請の仕方
2. 必要書類
3. 申請の際の注意点

※極論※

みなさんが、専門家に外注せずに自分の力で申請しようとするならば、結局は、手引きをプリントアウトして、不備のないように1つ1つ作業していくしかない！！



(1) インターネット申請

- 推奨OS
Windows



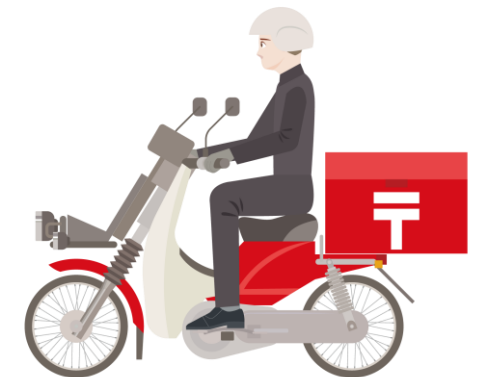
- 推奨ブラウザ
MicrosoftEdge GoogleChrome



- 120分を過ぎると、入力不可
- PDFの容量が大きいと、エラー

(2) 郵送申請

- 申請書類をネットからダウンロードできる
- 間違いに気が付きやすい
- レタパや書留などで送付処理が確実

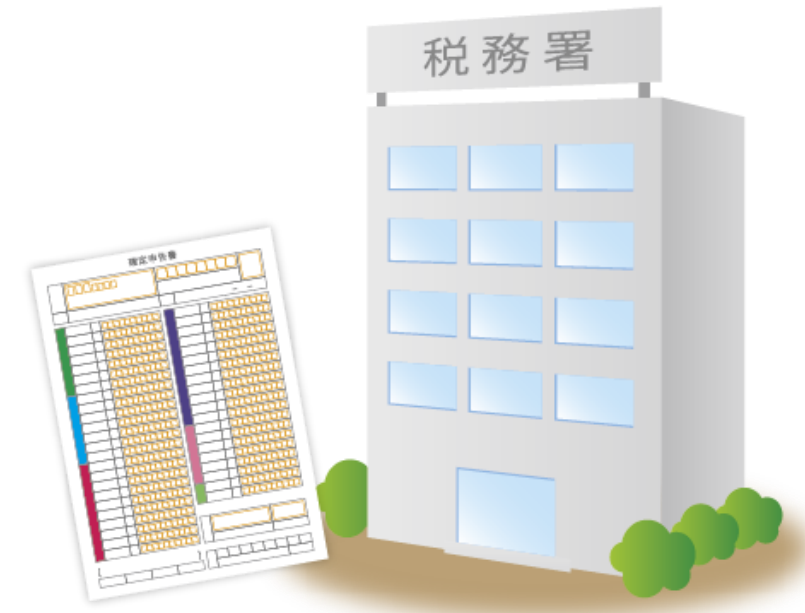


(1) 納税証明書 その3の3

法人税や消費税に未納がないことの証明書
本税の未納のみならず、延滞税にも注意

管轄の税務署で取得

- 都税事務所、県税事務所ではありません。
- 最寄りの税務署ではなく、管轄の税務署です。



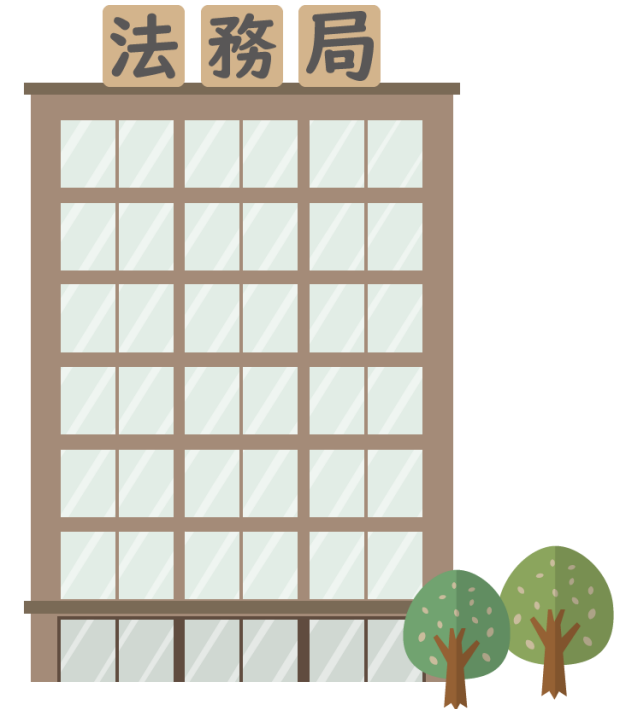
**役所の入札に参加しようとしているのに
税金に未納があるなんて、恥ずかしい！**

(2) 履歴事項全部証明書

法務局で取得

- ☑ 本局でも出張所でも取得可
- ☑ 委任状や身分証明書などの提示不要

ネットの登記情報サービスから
ダウンロードした登記情報は不可



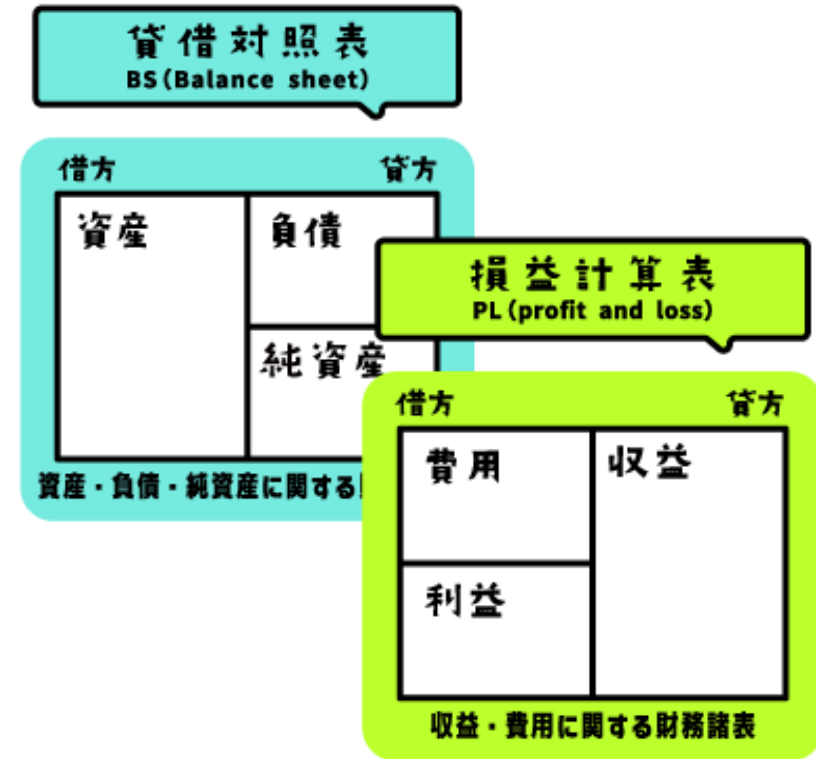
**「納税証明書その3の3」も「履歴事項全部証明書」も
発行後3か月以内のものが必要**

(3) 財務諸表

直近の確定した決算の
「貸借対照表」「損益計算書」

- ☑ 連結決算書は不可
- ☑ 中間決算や試算表も不可

申請書には前々年度の売上高を入力する箇所もあるので、
直近分のみならず、直々近分もあると便利



**申請書には財務諸表の数字を転記しなければならない箇所が多数あります。
この部分を間違えると、申請がなかなか受付られないので注意をしてください。**



全種類（71営業品目）の入札資格を取得することはできるか？

手引きには「最大〇〇個まで」との記載はありません。

しかし ...

現実的には、かなり難しいのではないか？

理由 1 : 71個すべての品目について、資格を取得するメリットがない

理由 2 : 実際に取扱いのある品目に絞って申請するように補正が入る



私としてもお勧めはしません！！



「会社の目的（定款・登記）」の変更は必要か？

「会社の目的」に記載されている事業と、まったく関係ない入札に参加するということが一般的か？ 常識的か？

- 会社の目的に記載されている事業 → WEBソフトの作成・運営
- 全省庁統一資格を取得する品目 → 事務用品類の販売



会社の目的に記載されていない事業を行うことはできない。
そのため「会社の目的」の追加を求められても仕方ない。



「物品の製造」の営業品目を選択したい場合は？

「物品の製造」の営業品目を選択する場合には
「機械装置」「運搬具」「工具」といった、
設備の内容や設備の額について入力することが必要。

「物品の製造」 = それ相応の設備



「製造設備はありません。製造の経験もありません。
けど、〇〇の製造の入札資格が欲しいです」は ...



03

等級の決定方法 と発注予定価格

1. 等級と発注予定価格
2. 等級の決定方法
3. 発注予定価格のシミュレーション
4. 希望の等級を取得することは可能か？

「A」「B」「C」といった等級（ランク）って何？
どのくらいの金額の案件に入札できるの？
なぜ？ うちの会社は「C」なのか？
といった疑問にお答えいたします。



03-1. 等級と発注予定価格

等級と発注予定価格は、以下のような関係にあります。

【物品の製造】

等級	発注標準金額
A	3,000万円以上
B	2,000万円以上～3,000万円未満
C	400万円以上～2,000万円未満
D	400万円未満

【物品の販売・役務の提供】

等級	発注標準金額
A	3,000万円以上
B	1,500万円以上～3,000万円未満
C	300万円以上～1,500万円未満
D	300万円未満

03-2. 等級の決定方法

【物品の製造】

① 年間平均（生産・販売）高／前2か年の平均販売実績

200億円 未満 100億円 以上	100億円 未満 50億円 以上	50億円 未満 25億円 以上	25億円 未満 10億円 以上	10億円 未満 5億円 以上	5億円 未満 2.5億円 以上	2.5億円 未満 1億円 以上	1億円 未満 5千万円 以上	5千万円 未満 2.5千万円 以上	2.5千万円 未満
55点	50点	45点	40点	35点	30点	25点	20点	15点	10点

03-2. 等級の決定方法

【物品の製造】

② 自己資本額の合計/純資産の額

10億円 以上	10億円 未満 1億円 以上	1億円 未満 1千万円 以上	1千万円 未満 1百万円 以上	1百万円 未満
10点	8点	6点	4点	2点

③ 流動比率

140% 以上	140% 未満 120% 以上	120% 未満 100% 以上	100% 未満
10点	8点	6点	4点

03-2. 等級の決定方法

【物品の製造】

④ 営業年数

20年 以上	20年 未満 10年 以上	10年 未満
5点	4点	3点

⑤ 設備の額

10億円 以上	10億円 未満 1億円 以上	1億円 未満 5千万円 以上	5千万円 未満 1千万円 以上	1千万円 未満
15点	12点	9点	6点	3点

03-2. 等級の決定方法

【物品の製造】

① 年間平均（生産・販売）高／前2か年の平均販売実績

② 自己資本額の合計／純資産の額

③ 流動比率

④ 営業年数

⑤ 設備の額

①～⑤の合計点数

90点以上	90点未満 80点以上	80点未満 55点以上	55点未満
A等級	B等級	C等級	D等級

03-2. 等級の決定方法

【物品の販売・役務の提供】

① 年間平均（生産・販売）高／前2か年の平均販売実績

200億円 未満 100億円 以上	100億円 未満 50億円 以上	50億円 未満 25億円 以上	25億円 未満 10億円 以上	10億円 未満 5億円 以上	5億円 未満 2.5億円 以上	2.5億円 未満 1億円 以上	1億円 未満 5千万円 以上	5千万円 未満 2.5千万円 以上	2.5千万円 未満
60点	55点	50点	45点	40点	35点	30点	25点	20点	15点

03-2. 等級の決定方法

【物品の販売・役務の提供】

② 自己資本額の合計/純資産の額

10億円以上	10億円未満 1億円以上	1億円未満 1千万円以上	1千万円未満 1百万円以上	1百万円未満
15点	12点	9点	6点	3点

③ 流動比率

140%以上	140%未満 120%以上	120%未満 100%以上	100%未満
10点	8点	6点	4点

④ 営業年数

20年以上	20年未満10年以上	10年未満
10点	8点	6点

03-2. 等級の決定方法

【物品の販売・役務の提供】

① 年間平均（生産・販売）高／前2か年の平均販売実績

② 自己資本額の合計／純資産の額

③ 流動比率

④ 営業年数

①～④の合計点数

90点以上	90点未満 80点以上	80点未満 55点以上	55点未満
A等級	B等級	C等級	D等級

03-3. 発注予定価格のシミュレーション

実際に具体例を使って、等級と発注予定価格をシミュレーションしてみましょう！

【A社のケース】

- 営業品目（情報処理）：役務の提供
- 前年度・販売実績売上高：5億6000万円
- 前々年度・販売実績売上高：5億8000万円
- 純資産の額：1億2000万円
- 流動資産の額：800万円
- 流動負債の額：600万円
- 営業年数：11年

① 年間平均高 (5億6000万円 + 5億8000万円) ÷ 2 = 5億7000万円	40点
② 自己資本額の合計 1億2000万円	12点
③ 流動比率 800万円 ÷ 600万円 = 133%	8点
④ 営業年数 11年	8点
①～④の合計	68点

等級：C 300万円以上1500万円未満

03-3. 発注予定価格のシミュレーション

実際に具体例を使って、等級と発注予定価格をシミュレーションしてみましょう！

【B社のケース】

- 営業品目（事務用機器類の製造）：物品の製造
- 前年度・販売実績売上高：1億9000万円
- 前々年度・販売実績売上高：1億1000万円
- 純資産の額：4000万円
- 流動資産の額：1000万円
- 流動負債の額：700万円
- 営業年数：19年
- 設備の額：5000万円

① 年間平均高 (1億9000万円 + 1億1000万円) ÷ 2 = 1億5000万円	25点
② 自己資本額の合計 = 4000万円	6点
③ 流動比率 1000万円 ÷ 700万円 = 143%	10点
④ 営業年数 = 19年	4点
⑤ 設備の額 = 5000万円	9点
①～⑤の合計	54点

等級：D 400万円未満

03-4. 希望の等級を取得することは可能か？

とある社長から

・・・



この入札に
わが社の社運が
掛かっているので
A等級じゃない
と困る！

とある役員から

・・・



なんとかして
Bランク以上
にしないと
わたしの首
が飛ぶ?!

03-4. 希望の等級を取得することは可能か？

財務諸表や登記簿謄本を提出しているということは・・・

<①～⑤の審査項目>

①年間平均（生産・販売）高

②自己資本（純資産の額）

③流動比率（流動資産÷流動負債）

④営業年数

⑤設備の額

<提出書類>

→ 損益計算書

→ 貸借対照表

→ 貸借対照表

→ 履歴事項全部証明書

→ 貸借対照表

等級格付けの
基準となる数字は、
提出する書類で、
入力に誤りがないか
確認されます。



実態と異なる数字を入力して「等級を操作する」ことはできません！

03-4. 希望の等級を取得することは可能か？

実際に具体例を使って、等級と発注予定価格をシミュレーションしてみましょう！

【等級：C】のA社を【等級：B】にするには12点以上のアップが必要

- 営業品目（情報処理）：役務の提供
- 前年度・販売実績売上高：5億6000万円
- 前々年度・販売実績売上高：5億8000万円
- 純資産の額：1億2000万円
- 流動資産の額：800万円
- 流動負債の額：600万円
- 営業年数：11年

① 年間平均高 ▮ 10億円以上	= 5億7000万円 + 5点	40点
② 自己資本額の合計 ▮ 10億円以上	= 1億2000万円 + 3点	12点
③ 流動比率 ▮ 140%以上	= 133% + 2点	8点
④ 営業年数 ▮ 20年	= 11年 + 2点	8点
①～④の合計 ▮	80点【等級：B】	68点



現実的には、等級や格付けを自分の希望通りに操作することは、不可能であることがお分かりいただけましたでしょうか？

03-4. 希望の等級を取得することは可能か？

ただし、あきらめることなかれ。
実際の案件を見てみると・・・

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UAA01/OAA0101>



<参加条件>

- 全省庁統一資格「物品の製造」においてA又はBの等級に格付けされているもの
- 「役務の提供等」において、「情報処理」または「ソフトウェア開発」のC又はDに格付けされているもの
- 全省庁統一資格「役務の提供等」においてA、B、C又はD等級に格付けされているもの



**このようにある程度の幅を持って、案件の発注が行われているようです。
みなさんも、どのように発注されているか、実際に案件を検索してみてください。**

04

電子証明書の取得 とP Cの環境設定

1. 電子証明書とは
2. どこから購入する？いつ設定する？
3. 購入／設定する際の注意点

世の中の電子化の流れから言うと、
電子入札に対応するための「電子証明書の取得」
と「P Cの環境設定」は、必須と言えるでしょう！



入札案件に「紙」入札ではなく「電子」入札するには、

▶ **電子証明書（I Cカード）**

▶ **I Cカードリーダー**

を購入のうえ、パソコンの環境設定を行い、
調達ポータルから利用者登録をしなければなりません。

実際の入札案件は、以下のような電子入札が前提になっています。



**本案件は、電子調達システムの電子入札機能利用対象案件である。
但し、電子入札によりがたい者は、… 紙入札方式とすることができる**

04-2. どこから購入する？ / いつ設定する？

(1) どこから購入する？

▶ 電子入札コアシステム対応の民間認証局

(例) 日本電子認証 (株) のAOSignカード

帝国データバンクのTDB電子認証サービスTypeA



(2) いつ設定する？

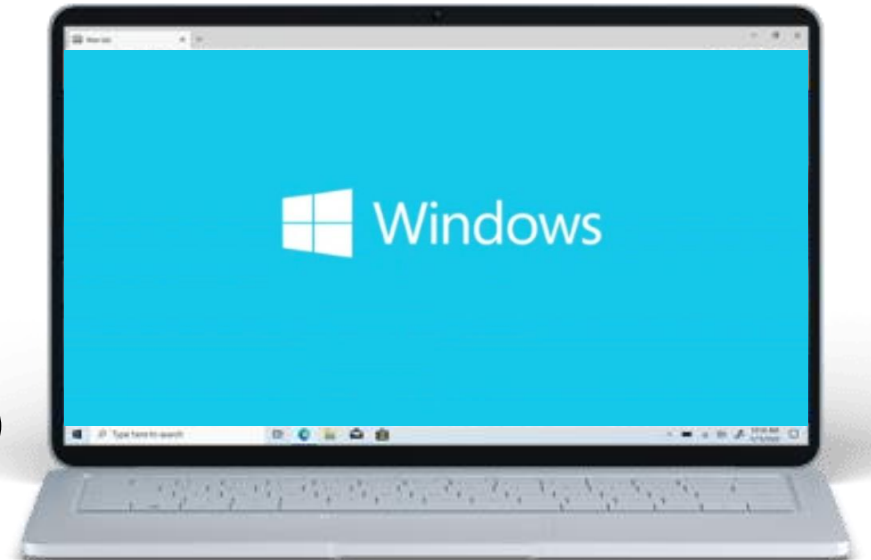
- ▶ 全省庁統一資格を取得してからでもよい
- ▶ 全省庁統一資格を取得したあとでなければ、利用者登録ができない
- ▶ 全省庁統一資格を取得するだけなら、カードの購入・PC設定は不要

(1) 電子証明書購入の際の注意点

- ▶ 有効期限は3年程度がお勧め
申込みしてからおおむね1週間程度
- ▶ カード名義人の住民票などの公的書類が必要

(2) パソコン環境設定の際の注意点

- ▶ 推奨OSはWindows (Macは不可)
- ▶ 設定は2段階
(ICカードを使用する設定 + 調達ポータルの利用設定)
- ▶ 利用者登録を忘れずに



このあたりの作業は、私なら専門家への外注一択です

**全省庁統一資格（省庁の入札）
に関する面倒な手続きは、すべて
行政書士法人スマートサイドに
おまかせください！**



- ① 全国対応、打ち合わせ不要
- ② 納税証明書などの法定必要書類も代理で取得
- ③ 申請手続きの一切を代行
- ④ 外国事業者、新規設立法人、官公需適格組合、
分割・合併案件にも対応可
- ⑤ 電子証明書やICカードリーダーの購入申込受取代行
- ⑥ 省庁の電子入札への環境を整えるためのPC設定（※遠隔操作可）



- **全省庁統一資格の取得** **110.000円**
- **納税証明書の取得** **2.200円**
- **履歴事項全部証明書の取得** **2.200円**

- **合計：御社負担分** **114.400円**

※そのほか、電子証明書の取得やパソコンの環境設定をご希望の場合には別途お見積りをご提示させていただきます。

- **オンラインセミナー（東京都入札参加資格申請「物品・委託」の概要）**
<https://www.toukyouto-nyuusatsu.jp/90min-seminer>
- **YouTube**
<https://www.youtube.com/@smart-side>
- **X（旧：ツイッター）**
https://twitter.com/smartside_staff
- **メルマガ**
<https://smart-side-web.jp/mail-magazine/>
- **ホームページ**
<https://zen-shouchou.jp/>
<https://www.toukyouto-nyuusatsu.jp/>

最後に

1. 手続きにかかる費用は先行投資

私たちに与えられた時間は「有限」です。全省庁統一資格を取得しさえすれば、最大で3年間、すべての省庁の入札に参加できるわけですから、資格を取得するために必要な金額は、**先行投資・必要経費と割り切って、いますぐに資格を取得してみてもいいのではないでしょうか？**

2. みなさんの真の目的は？

みなさんの目的が「資格を取得すること」ではなく「案件を落札すること」にある以上、案件検索・発注の傾向・同業他社の研究といった**みなさんにしかできないことに時間を使うのが得策です。**
資格取得に時間や労力を費やすのは、時間がもったいない。

**全省庁統一資格の取得でお困りの際には、
ぜひ、行政書士法人スマートサイドまで、ご連絡ください。
全国どこの地域の会社からでも、ご連絡をお待ちしております。**

※なお、お電話での問い合わせ、無料相談はお断りしています

※ご依頼の際は、ホームページにあるお問い合わせフォームからメールにてご連絡下さい



行政書士法人スマートサイド

東京都文京区小石川1-3-23 ル・ビジュー 601

